

「テレワーク」という備え②

テレビ会議を活用する



新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、急速に「テレワーク」が推進されるようになってきました。とはいえ「突然テレワークに移行するといっても何から始めていいかわからない」「日常生活でも行動範囲が限られコミュニケーションの少なさに困惑する」人も多いのではないのでしょうか。今回は、自宅にいても多くの人とコミュニケーションがとれるテレビ会議を活用する方法を紹介します。

テレビ会議は、電話と違って複数人と顔を見ながら話すことができます。

◎仕事を進める複数のメンバー



◎遠方に住んでいる家族
◎1つの場所に集まることが難しい子どもたち
など仕事以外でも気軽にみんなで話し合うことができます。

用意するものは、通信が可能なスマートフォンかパソコンかタブレット端末です。パソコンが不慣れな人でも、スマートフォンがあれば十分です。

テレビ会議を開くアプリはたくさんありますが、今回は無料で手軽に使えるZoomを例に進めてみましょう。

①全員がアプリストアから同じアプリをインストール（無料）
②代表者がアプリのアカウントを取得（無料）
③代表者がメンバーを招待する（ミーティングのURLをメールやLINE、メッセージャー

などを使って伝える）

④メンバーがURLからミーティングに参加する

他にも方法や機能はいろいろありますが、まずは身近な人と気軽につながって「ミーティングを開く」「招待されたミーティングに参加する」ことに慣れてみましょう。

すでに社内の会議以外にも、作業現場と離れた場所の管理者、町内会やPTAのミーティング、学習塾でも使われているほか、読書会やオンライン飲み会なども開かれています。

人と人がつながり続ける手段として挑戦してみませんか？

問 HUBGUJO
67・9239



～輝く未来に向かって～ 郡上未来通信 (郡上市雇用対策協議会)

◆新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例について〈令和2年3月28日特例措置〉

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【特例措置の内容】 ※休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヵ月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします（支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません）
- ③ 令和2年1月24日以降の事後提出が、令和2年6月30日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3ヵ月から1ヵ月に短縮しています。
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。
- ⑥ 最近3ヵ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

問 ハローワーク岐阜八幡 ☎ 65-3108